

平成30年2月から

# 年金事務所の厚生年金保険・健康保険の適用・徴収機能に移管・集約します

適用・徴収業務の強化を図るために、高松東年金事務所の厚生年金保険・健康保険の適用・徴収機能を高松西年金事務所に移管・集約します。

これに伴い、事業主の皆様の手続きやご照会などの窓口が変更になります。

【移管・集約される部署(課)】

【移管・集約先】

## 高松東年金事務所

- ・厚生年金適用調査課
- ・厚生年金徴収課

(管轄区域)

高松市(高松西年金事務所管内の地域を除く。)、さぬき市、東かがわ市、小豆郡、木田郡



## 高松西年金事務所

電話番号

087-822-2840(代表)

〒760-8553

香川県高松市錦町2-3-3

### 【対象業務】

以下の業務は、平成30年2月以降、高松西年金事務所で行います。

- ・厚生年金保険等の届書等の受付・相談
- ・厚生年金保険等の未加入事業所に対する加入指導
- ・厚生年金保険等の適用事業所に対する調査
- ・厚生年金保険等の保険料の収納
- ・厚生年金保険等の保険料の滞納整理 等

※なお、年金相談及び国民年金に関する業務は引き続き、各年金事務所で行います。

◎事業主の皆様には、ご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。